

○門真市立文化会館条例施行規則

昭和43年7月25日教育委員会規則第2号

〔注〕平成19年11月から改正経過を注記した。

改正

昭和48年6月1日門真市教委規則第10号  
昭和51年1月30日門真市教委規則第3号  
昭和53年12月15日門真市教委規則第13号  
昭和54年3月23日門真市教委規則第4号  
昭和54年9月12日門真市教委規則第17号  
昭和61年10月29日門真市教委規則第15号  
平成4年3月31日門真市教委規則第6号  
平成7年4月26日門真市教委規則第5号  
平成19年11月28日門真市教委規則第14号  
平成22年6月25日門真市教委規則第8号  
平成23年12月26日門真市教委規則第20号  
平成24年12月28日門真市教委規則第20号  
平成26年3月26日門真市教委規則第9号

門真市立文化会館条例施行規則

(目的)

**第1条** この規則は、門真市立文化会館条例（昭和43年条例第33号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(開館及び閉館時間)

**第2条** 門真市立文化会館（以下「会館」という。）の開館及び閉館時間は、次のとおりとする。  
ただし、門真市教育委員会（以下「委員会」という。）が必要と認めたときは、変更することができる。

開館 午前9時

閉館 午後9時30分

一部改正〔平成19年門真市教委規則14号〕

(休館日)

**第3条** 会館の休館日は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、委員会が必要と認めたときは、変更し、又は臨時に休館することができる。

(1) 毎週火曜日

(2) 12月29日から翌年1月3日までの日

一部改正〔平成23年門真市教委規則20号〕

(休館の周知)

**第4条** 前2条ただし書の規定により、開閉館時間又は休館日の変更等を行う場合においては、会館の掲示板に変更しようとする日の3日前までに掲示するものとする。

(事前登録)

**第4条の2** 条例第4条第1項の規定により会館を使用しようとする者は、あらかじめ、委員会の定めるところにより、住所、氏名その他の事項について委員会に登録しておかなければならない。

追加〔平成23年門真市教委規則20号〕

(使用許可の申請等)

**第5条** 会館の使用の許可（以下「使用許可」という。）を受けようとする者で前条の規定による登録を受けたもの（以下「登録者」という。）は、門真市立文化会館使用許可申請書（様式第1号。次項において「申請書」という。）により委員会に申請しなければならない。

2 申請書の受付は、使用しようとする日（引き続き2日以上使用しようとする場合は、その初日をいう。以下「使用予定日」という。）の属する月の3箇月前の月の初日から使用予定日の前日（この日が会館の休館日に当たるときは、その前日）までとする。

3 第1項の規定による申請に係る使用許可の決定については、次条第2項又は第3項に定める期日及び方法に従い行うものとする。

4 個人で学習室等を使用しようとするときは、入館の際、利用者名簿に必要事項を記入のうえ館長の指示に従わなければならない。

一部改正〔平成19年門真市教委規則14号・23年20号〕

(使用許可の申請の特例)

**第5条の2** 前条の規定にかかわらず、登録者は、委員会が指定する情報通信を利用した会館の使用の許可の申請等に係る事務を処理するためのシステム（以下「予約システム」という。）により使用許可の申請をすることができる。

2 前項の規定による使用許可の申請（以下「予約システムによる申請」という。）は、使用予定

日の属する月の3箇月前の月の17日の午前9時以後に行うことができる。この場合における使用許可を受ける者の決定は、先着順によるものとする。

- 3 前項の規定にかかわらず、予約システムによる申請は、使用予定日の属する月の3箇月前の月の初日の午前9時から当該月の7日の午後12時までの間において行うことができる。この場合における使用許可を受ける者の決定は、当該期間内に予約システムによる申請を行った者による抽選によるもの（予約システムによる申請を行った者が複数いない場合にあつては、当該予約システムによる申請を行った者とする。）とする。

追加〔平成23年門真市教委規則20号〕

（予約システムにより使用許可を受けたことの確認）

**第5条の3** 前条第3項の規定により、行う予約システムによる申請をした登録者は、使用予定日の属する月の3箇月前の月の16日までに、予約システムにより使用許可を受けたかどうかを自ら確認しなければならない。

- 2 予約システムによる申請をして使用許可を受けた登録者が使用予定日の属する月の3箇月前の月の16日までに確認及び確認後の手続を執らないときは、予約システムによる申請を取り下げたものとみなす。

追加〔平成23年門真市教委規則20号〕

（許可書の交付等）

**第5条の4** 委員会は、会館の使用を許可したときは、門真市立文化会館使用許可書（様式第2号。以下「許可書」という。）を交付する。この場合において、委員会は、市長が使用料を減額し、又は免除したときは、許可書にその旨を記入して交付するものとする。

- 2 許可書の交付を受けた者（以下「使用者」という。）は、会館の使用に際して、許可書を会館職員に提示しなければならない。ただし、予約システムによる申請をして使用許可を受けた登録者にあつては、この限りでない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、委員会は、予約システムによる申請をした登録者に使用許可をするときは、予約システムによりその旨を当該申請をした者に応答することによって、許可書の交付を行ったものとみなす。
- 4 委員会は、使用許可をしない場合は、前条第1項の規定による確認に対し応答をするほかは、その旨を通知することを要しない。ただし、予約システムによる申請をした登録者から使用許可をしない旨及びその理由を記載した書面の交付を求められたときは、委員会は、速やかにこれを

交付する。

追加〔平成23年門真市教委規則20号〕、一部改正〔平成26年門真市教委規則9号〕

(使用の辞退)

**第6条** 使用者が会館の使用を辞退しようとするときは、遅滞なく門真市立文化会館使用辞退届(様式第3号)に許可書を添えて委員会に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、予約システムによる申請をして使用許可を受けた登録者は、予約システムによって使用許可の辞退を申し出ることができる。

追加〔平成23年門真市教委規則20号〕、一部改正〔平成26年門真市教委規則9号〕

(会館職員の立入り)

**第7条** 委員会は、会館の管理運営上必要があるときは、会館職員をして使用中の施設に立ち入らせることができる。この場合において、使用者は、これを拒むことができない。

追加〔平成19年門真市教委規則14号〕、一部改正〔平成26年門真市教委規則9号〕

(入館の禁止等)

**第8条** 館長は、次の各号のいずれかに該当する者には、入館を禁止し、又は退去を命ずることができる。

- (1) 感染性の疾患のある者
- (2) 他人に危害を加えるおそれがあると認められる者
- (3) 管理上支障があると認める者

一部改正〔平成19年門真市教委規則14号・22年8号・24年20号・26年9号〕

(使用者の義務)

**第9条** 使用者は、次に掲げる義務を履行しなければならない。

- (1) 建物、設備及び器具等を毀損又は滅失しないこと。
- (2) 火災防止に注意するとともに喫煙は所定の場所で行うこと。
- (3) 使用后又は使用中許可を取り消されたときは、速やかに、原状に回復し、清掃すること。
- (4) 他の迷惑となる一切の行為を慎むこと。
- (5) その他館長が指示した事項に従うこと。

一部改正〔平成19年門真市教委規則14号・24年20号・26年9号〕

(委任)

**第10条** この規則の施行について必要な事項は、教育長が別に定める。

一部改正〔平成19年門真市教委規則14号・26年9号〕

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（昭和48年6月1日門真市教委規則第10号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（昭和51年1月30日門真市教委規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（昭和53年12月15日門真市教委規則第13号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（昭和54年3月23日門真市教委規則第4号）

この規則は、昭和54年4月1日から施行する。

**附 則**（昭和54年9月12日門真市教委規則第17号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の門真市立文化会館条例施行規則第4条の2及び第5条の規定は、昭和54年7月20日から適用する。

**附 則**（昭和61年10月29日門真市教委規則第15号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成4年3月31日門真市教委規則第6号）

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

**附 則**（平成7年4月26日門真市教委規則第5号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成7年5月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この規則による改正前のこの規則の第1条から第13条までに規定する各規則の規定に基づき作成した用紙は、この規則による改正後のこの規則の第1条から第13条までに規定する各規則の規定に基づき作成したものとみなし、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

**附 則**（平成19年11月28日門真市教委規則第14号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条第1項の改正規定は、平成20年4月1日から施行する。

**附 則**（平成22年6月25日門真市教委規則第8号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成23年12月26日門真市教委規則第20号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

**附 則**（平成24年12月28日門真市教委規則第20号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に改正前の門真市立文化会館条例施行規則、門真市立公民館条例施行規則、門真市立小・中学校施設設備使用条例施行規則、門真市立青少年運動広場条例施行規則、門真市立テニスコート条例施行規則、門真市教育センター条例施行規則、門真市民文化会館条例施行規則、門真市立市民交流会館条例施行規則又は門真市立旧第六中学校運動広場条例施行規則の様式により提出されている申請書は、改正後の門真市立文化会館条例施行規則、門真市立公民館条例施行規則、門真市立小・中学校施設設備使用条例施行規則、門真市立青少年運動広場条例施行規則、門真市立テニスコート条例施行規則、門真市教育センター条例施行規則、門真市民文化会館条例施行規則、門真市立市民交流会館条例施行規則又は門真市立旧第六中学校運動広場条例施行規則の様式により提出されたものとみなす。

**附 則**（平成26年3月26日門真市教委規則第9号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

一部改正〔平成24年門真市教委規則20号〕

様式第2号（第5条の4関係）

一部改正〔平成24年門真市教委規則20号〕

様式第3号（第6条の2関係）

追加〔平成23年門真市教委規則20号〕、一部改正〔平成26年門真市教委規則9号〕